

# 業務指示書

## コンゴ民主共和国柔道スポーツ施設建設計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：施設建設計画に係るO/D, B/D, D/D, S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／施設計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：施設計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計】

- 1) 類似業務の経験：建築設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：施工計画/積算に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月14日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は;

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

自然条件調査 (地形測量、地質調査、地中障害物・残留物調査)

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険 (戦争危険担保特約) あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(CDF1 = 0.1051 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム  
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時には、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
注) JICA在外事務所のJICA Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - b) Web会議システム (http://jica.webex.com.)  
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) 電話会議  
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／施設計画  
建築設計  
施工計画/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.10 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月31日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
 コンゴ民主共和国柔道スポーツ施設建設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／施設計画	(30.00)	(14.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施工計画/積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

コンゴ民主共和国の貧困削減・成長戦略政策（DSCROII、2011-2015）では、同政策文書の柱「2. 基本的な社会サービスへのアクセス改善と人的資本の強化」の中で、紛争影響国として治安の不安定さと雇用不安を抱える同国において、その影響をもっとも受けやすい青少年の健全な育成を目的としたスポーツ振興の必要性を掲げている。同国において、柔道は数あるスポーツの中でもサッカーやバスケットボールと並んで人気があるといわれ、コンゴ全国柔道連盟によると、首都キンシャサ市内には122の柔道クラブがあり、競技人口は首都キンシャサで約5,000人、全国では推定約7,000人（2015年、連盟加入団体ベース）に上る。また、同国は紛争影響国であるブルンジ、ルワンダからの招待選手を招き、2013年に第20回柔道国体を北キブ州ゴマにて「平和のための柔道大会」として開催するなど、スポーツを通じた国際協力・平和の定着推進にも積極的に取り組んでいる。

他方、公共スポーツ施設は、主にサッカー、陸上競技用に建設された国立スタジアムのほかには数が限られ、柔道場に関しては、屋根のある練習場は2箇所しかなく、観客収容設備も有していない。そのため多くの柔道クラブは屋外にキャンバス布を敷いたスペースで練習を行っており、一年の大半を雨季が占める同国において、雨天時に練習が出来ないこと、危険で怪我をしやすいこと、寝技の練習がほとんど出来ないことなどから、同国における柔道振興のためには安全かつ継続的に協議に取り組むことが出来る環境の整備が求められている。

なお、コンゴ民主共和国国家警察もまた、警察官の体力や規律の向上を目的に、訓練計画に柔道が必須科目として組み込まれ、さらに市民柔道クラブに対して指導を行うなど、同国の柔道競技レベルの向上、柔道競技の普及という観点で重要な役割を担っている。しかし、同警察も、他のクラブ同様に屋根のある柔道場は有しておらず、屋外の地面にキャンバス布を敷いて練習を行っている。一方、当機構は治安の向上のため同警察における人材育成を支援しているが、新人研修等における規律・規範や実技訓練の向上に留まっており、身体的なトレーニングを通じた体力向上支援は行えていないため、警察を通じた治安強化の必要性からもトレーニング施設整備の重要性は高い。加えて、警察に対する市民感情は概して悪く、市民と警察の距離を縮めるという観点からも、市民に開放された施設として警察・市民双方に資することが望まれている。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 上位目標

コンゴ民主共和国におけるスポーツの振興が促進される。

#### (2) プロジェクト目標：

柔道をはじめとする日本の武道および各種スポーツの振興がなされ、青少年らの健全な育成、警察と市民の関係性の向上、さらには日本の武道の振興がなされる。

#### (3) 期待される成果：

キンシャサにおいて柔道・スポーツ施設整備される。

#### (4) プロジェクトの成果指標

- 1) 成果指標 (数値) : 施設の利用者数、柔道を行う警察官の数等
  - 2) その他成果指標 : 本業務にて検討する。
- (5) 外部条件
- 1) 大統領選挙等により現地の治安情勢が極端に悪化しない。
- (6) 我が国への要請概要  
要請された施設内容は、以下のとおり (詳細は本調査にて確認する)。
- ア 施設  
柔道スポーツ施設 (柔道・武道場、多目的スポーツ場) 建設 (1,580 m<sup>2</sup>規模を想定。本調査で確認)
  - イ 機材  
柔道スポーツ施設に付随する機材
  - ウ コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント  
詳細設計、入札補助、施工管理、施設利用マニュアル作成
- (7) 対象地域 (サイト)  
首都キンシャサ コンゴ民主共和国国家警察 (Police Nationale Congolaise : PNC) 敷地内を想定
- (8) 関係官庁・機関  
実施機関 : PNC  
関係省庁 : 青少年・スポーツ・余暇省 (Minist ère de la Jeunesse, Sports et Loisirs : MJSL)
- (9) 受益者  
直接受益者 : PNC 職員および一般市民等の施設利用者  
間接受益者 : コンゴ民主共和国国民
- (10) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナーの援助活動
- 1) 我が国の主な援助活動
    - ア 無償資金協力  
特になし。
    - イ 技術協力  
「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト」(2015年3月~2018年6月 : 実施中)  
PNC の研修実施能力を強化・改善することにより、PNC がプロの警察官として適切な知見と能力を持つ人材を育成するメカニズムを構築し、もってPNC が規定する適正人材の増加に資することを目的とする技術協力。プロジェクトサイトは、PNC 本部。実施機関は、PNC/DGEF (研修総局)。  
については、本プロジェクトとの連携によるシナジー発現を念頭に置きつつ、調査の各段階において、同技術協力プロジェクトチームとも計画について協議するとともに適宜情報共有を図ること。
  - 2) 他ドナー等の援助活動

- ア 候補サイトの隣接エリアでは中国が国立芸術学院を、韓国が国立博物館（約20億円、敷地面積15,000㎡・建築面積6,000㎡、以上現地報道より引用）の建設を進めている。
- イ 英、米、仏、独、EU、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）等のドナーがPNCへの支援を行っている。

### 3. 業務の目的

本調査では、無償資金協力の施設・機材等調達方式の活用を前提とし、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握する。また、本無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模について概略設計を行い、概略事業費の積算を行う。さらに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項を提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、コンゴ民主共和国政府から要請のあった「柔道スポーツ施設整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がコンゴ民主共和国と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### （1）現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査1、②準備調査報告書（案）をコンゴ民主共和国政府関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査2、の計2回の渡航を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

#### （2）計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的としているため、計画内容の策定にあたっては、調査の過程で随時、当機構と十分な協議を行うこと。

なお、特に以下の2つの段階においては、本邦コンサルタントは当機構が開催する会議に参加し、計画内容を確認することとする。

- 1) 現地調査1帰国時：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- 2) 現地調査2派遣前：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画・設計の内容を確認する。

#### （3）調査時の留意事項

##### 1) 妥当性の確認

コンゴ民主共和国における開発計画、スポーツ分野に関連するセクター計画、対象地域（サイト）周辺の文化・スポーツ施設の概況等を確認し、要請案件

の無償資金協力としての妥当性を確認する。

## 2) 要請案件の確認

### ア. 柔道スポーツ施設の施設計画

本業務において、対象地域におけるスポーツ競技（特に柔道）の概況（競技人口、競技環境、クラブの活動状況、国内外の大会の実施計画など）、柔道スポーツ施設の設備の状況及びサイトの状況（面積、形状、傾斜、杭打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の有無・配置状況、地質、地盤及び障害物等）を確認し、コンゴ民主共和国側が維持管理可能な規模の柔道スポーツ施設の施設計画を策定する。

### イ. 機材整備

柔道スポーツ施設に付随する機材が要請されているが、機材の詳細は不明であるため、本業務において確認することとなるが、コンゴ民主共和国側において維持管理を担当する部局の技術レベル及び維持管理能力等を確認して機材を選定する。

## 3) コンゴ民主共和国側の実施体制の確認

本計画実施に係る人員・予算確保の計画や、施設・機材の運営維持管理体制等を確認し、計画に反映させる。また、施設の建築を行う上で必要な国内手続きを確認の上、実施機関等関係機関の役割に応じて、先方負担事項に含めることとする。

## (4) プロジェクト候補サイトに係る調査方針

上述のとおり、プロジェクト候補サイトの隣接エリアでは中国が国立芸術学院を、韓国が国立博物館の建設を進めている。これら施設との立地、施設内容などの関係性も考慮し、カウンターパートとも協議しつつ、警察施設の運用を妨げない範囲で、一般利用者のアクセス・可視性に最大限高めることの出来る適切な敷地を設定すること。

## (5) 計画コンポーネントの優先順位の確認

各コンポーネントの優先順位及び絞り込みの可能性スコープカットのリスクについて、コンゴ民主共和国側と十分協議を行った上で確認を行う。また要請されていないものの必要なコンポーネントがあれば、追加のコンポーネントの要否を確認し、必要であれば対象に含めることとする。

## (6) 本施設の設計

- 1) コンゴ民主共和国では 1989 年より全国柔道大会を開催しており、また周辺国から代表を招いて大会も開催した実績がある。従って、柔道スポーツ施設のうち、柔道場については国際大会の開催などにも対応できるよう、国際基準に準拠した設計とすること。また、多目的スポーツ施設については、体育館機能のみを持つ設計とすること。
- 2) 意匠デザインは最適な機能を有することもさることながら、市民に対して開かれた施設となるよう、また PNC と市民との距離が近くなるべく、立地、ファサード、色彩計画なども考慮すること。
- 3) 高齢者、青少年、障害者などのアクセスにも配慮し、多様な利用者を受け入れることが可能な導線、バリアフリーに留意すること。

## (7) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」(2015年4月改訂版)(以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。)に従う。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

### <国内事前準備>

- (1) 関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。
- (2) コンゴ民主共和国政府・他ドナーの施設建設事業の関連報告書を精査し、基礎情報を収集するとともに、現地調査計画・協力計画を検討するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)を踏まえて、インセプション・レポート(我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担など)、質問票を作成する。

### <現地調査1>

#### (1) インセプション・レポートの作成・説明・協議

当機構から参团する総括及び計画管理団員に協力し、インセプション・レポート(我が国無償資金協力制度、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、留意事項、双方の役割分担等)を作成し、相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。特に日本側の基本方針については、調査開始時に明確に説明を行うこと。

#### (2) プロジェクトの背景、目的、経緯の確認

##### 1) 要請内容の確認

要請の背景、目的、内容等について確認し、プロジェクト目標、目標を達成するために必要な投入計画、活動内容について整理する。

##### 2) 上位計画の確認

- ア コンゴ民主共和国における国家開発計画(貧困削減・成長戦略政策)、スポーツ振興施策等、上位計画における本計画の位置付けを確認する。
- イ 本プロジェクトの実施妥当性を検証するために必要となる、柔道団体、競技人口等の基本統計、データ、資料等を収集する。
- ウ コンゴ民主共和国における公共スポーツ施設の建設・改修の進捗状況と今後の整備計画、要請対象地域(キンシャサ特別州)の社会環境、スポーツの活動状況(練習・大会等)を調査し、本プロジェクトの事業内容の検討材料とする。
- エ イ及びウに基づき、本プロジェクトの裨益効果の確認を行い、受益者数を設定する。また、事業の目的(プロジェクト目標)を示す成果指標及びその他の成果指標の検討を行う。これら成果指標は、測定時期及び目標達成を示す具体的

な数値を提示する。数値は、出典と目標数値の算定根拠を明らかにする。

### 3) 事業の実施体制の確認

- ア 本プロジェクトの実施機関であるPNCの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準を調査し、本プロジェクトの実施機関としての能力を確認する。
- イ 本プロジェクトで整備された施設の運営については、(関連省庁の合同省令により)内務省、青年・スポーツ・余暇省及び民間セクターをメンバーとする運営委員会を設置する。運営委員会は、施設の年間利用計画、大会の実施計画及び施設運営・利用に関する規則を策定する予定であるため、各メンバーが施設に対してどのような利用計画、運営方針があるのかを確認する。
- ウ 本プロジェクトで整備された施設の維持管理については、PNCインフラ・維持管理局が担当し、一般利用者から一定の利用料を徴収して、運営費に充てる見込みである。これまで当機構及び欧米ドナー、国連機関の協力による警察施設建設実績があり、過去に他ドナーから供与されている機材の維持管理状況もよく、基本的な財政基盤(2014年度:インフラ維持管理予算は240億コンゴフラン(FC)(約3200万円相当))がある。現状の維持管理に関する技術水準、財政的な裏付けを確認する。

### 4) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算については、必要な制度を確保するため、プロジェクト候補サイトにおける気象、地質、地盤等に係る基本的情報を収集する。

また、柔道スポーツ施設建設を行う際に必要となる、別紙の自然条件調査(地形測量、地質調査、地中障害物・残留物調査)を行う。具体的な自然条件調査の細目は(調査項目、調査内容、仕様、数量等)については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。なお、同調査は現地再委託等で実施することを認める。自然条件調査に係る必要経費を別見積に含めること。

### 5) 建築・施工計画に関する調査

- ア 完工後の維持管理に配慮した合理的な建築計画(敷地面積、建屋の規模、施設仕様等)を策定する。
- イ コンゴ民主共和国政府での設計・建築行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関係省庁、申請書類の内容、必要経費等を調査する。
- ウ 現地の状況(PNC敷地内で工事を行う場合の制約など)を踏まえた適切な建築・施工計画を作成する。また、施工計画を作成するにあたっては、施工中に十分に安全を確保した上での建設現場の見学会や広報活動を行うことで、市民への理解と開館時の利用促進を図ることを検討する。

### 6) 機材計画調査

- ア 現有機材の状況(種類、数、状態、維持管理状況等)を確認する。施設の付属機材(トレーニング機器(トレッドミル、マシン、バーベル、ゴムマット、体



重計、自動血圧計、等)についても、要望を勘案しつつ導入の可能性を検討すること。

- イ 資機材の調達に当たっては、維持管理を見据えた調達先を調査すること。
- ウ 要請機材の優先順位、妥当性、必要な仕様及び使用計画を確認し、絞り込みを行った上で、機材計画を作成する。

#### 7) 調達事情調査(現地調達、第三国調達、サブコンなど)

- ア 資機材、建設機械の調達先(現地調達、第三国調達、本邦調達)、調達方法、調達価格等及びその妥当性を確認する。
- イ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制を調査する。
- ウ 調達予定機材の輸送方法、経路ルート及び単価を調査する。また、輸入資機材に課せられる関税や免税の手続き等を調査する。
- エ コンゴ民主共和国における現地企業(コンサルタント・施工業者)及び第三国企業(同左)の登録制度、ランク・カテゴリー区分、同種の規模、内容の工事の入札参加資格に関し調査する。また、対象国における現地企業(コンサルタント・施工業者)の概要(会社数、業務内容、要員、技術力、資金力、費用など)を確認する。
- オ 対象国政府または他ドナーの同種の工事については、工期及びコストに関し、実績について調査を行い、本事業の入札参加資格の参考情報とする。
- カ 調達に係る関連法規、労務単価、調達方法、工事積算単価等を調査する。
- キ 本プロジェクトで現地企業を活用する場合の免税措置、免税対象となり得る事業・団体の種別、税金の種類、免税に関する具体的な手続きについて調査する。
- ク コンゴ民主共和国政府における公共調達(特に本事業と同種の工事・規模)の実施主体、決裁手続き、対象国における法制度の根拠も含めた入札公示から契約締結までの標準期間等について調査する。

#### 8) 環境社会配慮に関する調査

- ア コンゴ民主共和国の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本プロジェクトのカテゴリーを確認すると共に、本プロジェクトの実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。
- イ 現地調査 1 で得られた環境社会配慮の事項を踏まえ、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、環境カテゴリーの確認を含む必要な調査を行う。
  - ①相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
    - ・環境社会配慮(環境影響評価、住民移転等)に関連する法令や基準等(ガイドラインとの整合性を確認)
    - ・環境社会配慮に係る各種関係機関の役割
  - ②事業サイトの環境・社会状況(土地利用、自然環境、住民移転の必要性等)の確認
  - ③上記状況確認等に基づくスコーピング案の作成
  - ④同じく上記状況確認等の範囲内での代替案の比較、緩和策の検討及びモニタリング計画の作成

#### 9) 相手国負担事項の概要

ア 本プロジェクトにおける相手国負担事項(用地確保、各種建設建築許可の取得、アクセス道路の確保、水道・電気設備等の引き込み等)のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施をコンゴ民主共和国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないよう留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要時間を確認の上、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるため、税目別に免税措置がどの役所によって、どのような手続きが行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力としての事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA コンゴ民主共和国事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて JICA 事務所と合意する。調査終了時に必ず事務所へ報告する。

#### 10) ジェンダー課題に関する調査

ア ジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。  
イ 施設計画(設計仕様、トイレなど)に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

#### 11) 施工時の安全対策

施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認すると共に、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(以下「安全管理ガイドンス」)の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を獲る。施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針を留意するとともに、他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

### <国内解析 1>

#### (1) プロジェクト内容の計画策定

現地調査 1 の結果を踏まえて、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

さらに帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針会議に出席し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

現地調査 1 及び JICA との競技結果を踏まえ、本プロジェクトの計画策定(概略設計、機材仕様書案)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)

(2009年3月)」、同「補完編(建築分野)(2016年4月)」及び「機材編」(2016年4月)」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。

機材については入札に対応できる精度を確保する。

#### 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

#### 2) 基本計画(施設・機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

#### 3) 概略設計図の策定

#### 4) 施工・調達計画

- ・ 施工・調達方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分(先方負担工事との区分)
- ・ 施工監理方針・計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 仮設計画
- ・ 実施工程

#### 5) 機材調達計画

- ・ 機材計画(内容、数量、仕様、優先順位付け等)
- ・ 調達事情調査(第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等)
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保険

#### 6) 安全管理計画

### (2) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

本事業では、ソフトコンポーネントにて施設運用開始時に利用・維持管理のマニュアルを整備し、適切な指導を実施する予定であるが、コンゴ民主共和国側と協議の上、改めてその必要性を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネント計画については「ソフトコンポーネントガイドライン(第3版)(2010年10月改訂版)」を参照する。

### (3) プロジェクトの維持管理計画

施設・機材の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それらの業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費を検討する。

#### (4) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編（2016年4月）を参照して積算を行う。

##### 2) 予備的経費

本計画に対する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。

ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ 工事量変動にかかるリスク

ウ 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）

エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ 治安状況にかかるリスク

#### (5) 過去の案件に関する教訓等の情報収集

同一地域または同一国、類似分野で先行する案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について調査を行う。特に工期設定、現地企業・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得ること。

#### (6) プロジェクトの評価

本プロジェクトの成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標の設定に必要なデータの収集等を行う。プロジェクトの評価については、妥当性と有効性に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

#### (7) プロジェクト実施にあたっての留意事項

プロジェクトの円滑な実施に直接影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (8) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

#### (9) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業への事業概要、サイトの状況、自

然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。

(10) 準備調査報告書(案)の作成

上記準備調査報告書(案)を作成し、その内容について当機構と協議する。

<現地調査2>

(1) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をコンゴ民主共和国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について、相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分に検討の上、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

<国内解析2>

(1) 準備調査報告書等の作成

コンゴ民主共和国政府等への準備調査報告書等の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ア 概略事業費(無償)積概要算内容
- イ 概要資料
- ウ 準備調査報告書
- エ 機材仕様書
- オ デジタル画像集
- カ 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 3 部、仏文 5 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 3 部
- (4) 準備調査報告書(案) : 和文 3 部  
: 仏文 5 部
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文 2 部
- (6) 概要資料(簡略版) : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
- (7) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書 : 和文(製本版) 5 部及び CD-R 2 枚  
(※完成予想図を含む。) : 仏文(製本版) 10 部及び CD-R 2 枚  
: 和文(簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚



### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査実施スケジュール

2016年11月上旬より国内事前準備を開始し、2016年11月中旬より現地調査1を行う（なお、現地調査1は、遅くとも2016年12月15日現地発となる工程とすること）。また、対象地域（キンシャサ）において、今般の大統領選挙に起因した不安定な治安情勢が継続する場合、現地調査1は、17年1月上旬以降に行う可能性がある。帰国後に国内解析1を実施し、2017年5月中旬までに概略事業費積算を行い、2017年5月下旬から現地調査2、2017年6月中旬までに概要資料の提出、2017年6月下旬までに準備調査報告書の提出、2017年8月上旬までに成果品を作成・提出する。

項目 \ 時期	16年 11月	12月	17年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
(概略設計調査)										
事前準備	□									
現地調査(OD)	■	■								
国内解析			□	□	□	□	□			
概略設計ドラフト説明(DOD)							■			
国内整理								□		
概略設計概要資料提出									△	
最終報告書提出										▲

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 調査期間

全体（通訳は含まない）15.52MM

##### (2) 業務従事者の構成

###### 1) 分野

- ①業務主任／施設計画（2号）
- ②建築設計（3号）
- ③施工計画／積算（3号）
- ④機材・調達計画
- ⑤環境社会配慮
- ⑥自然条件調査
- ⑦通訳

業務従事者は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切

な業務従事者構成がある場合、理由と共にプロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。なお、通訳については、現地通訳手配についても提案可能とする。

## 2) 通訳

本調査には通訳（日仏）を必ず配置すること。ただし、経費は直接費のみとする。また、日本から参团する通訳団員に加えて、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

## 3. 参考資料等

下記資料は当機構ホームページ(<http://www.jica.go.jp/>)にて閲覧可能。

- ・ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）  
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- ・ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014年9月）  
[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html)
- ・ JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）  
[http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009\\_01.html](http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html)
- ・ 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）  
[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/plan\\_man.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html)

## 4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査工程（案）

### (1) 現地調査 1

- 1) 団員構成：総括（当機構）  
                  ：計画管理（当機構）
- 2) 調査工程：約9日間
- 3) 調査目的：相手国関係機関と協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、協議議事録（ミニッツ）を取りまとめる。

### (2) 現地調査 2

- 1) 団員構成：総括（当機構）  
                  ：計画管理（当機構）
- 2) 調査工程：約9日間
- 3) 調査目的：準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

### ・ 自然条件調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名



並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## 6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

## 7. その他留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国の無償資金協力事業として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」(2013年11月)の様式—2及び様式—3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び日本から参团する通訳団員は、総括団員滞在中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (4) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

現地作業期間中は安全管理に十分留意し、当地の治安状況については、在コンゴ民主共和国日本大使館及び当機構コンゴ民主共和国事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、在コンゴ民主共和国日本大使館及び当機構コンゴ民主共和国事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて作業を行う場合には、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

### (5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談するものとする。

コンゴ民主共和国「柔道スポーツ施設建設計画」に係る  
自然条件調査仕様書

## 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な設計・積算精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えない。その場合はプロポーザルにその旨を記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインを参照すること。

## 2. 調査項目

### (1) 地形測量

調査目的：構造物の平面計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：平板測量等

成果品：地形図

### (2) 地質調査

調査目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を把握する。

調査内容：地表踏査、ボーリング、標準貫入試験等

成果品：踏査結果、地質図、ボーリング柱状図

### (3) 地中障害物・残留物調査

調査目的：地中障害物・残留物などの有無及びその対策に関し必要な情報を把握する。

調査内容：試掘（構造物建設候補地真下で5～6箇所程度）

成果品：地中障害物・残留物調査の調査結果